

自動車運転代行業者に対する行政処分の公表に関する訓令を次のように定める。

平成 25 年 2 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 宇野 松人

○自動車運転代行業者に対する行政処分の公表に関する訓令

(平成 25 年 2 月 14 日公安委員会訓令第 1 号)

改正 平成 27 年 3 月 27 日公安委員会訓令第 3 号 令和 6 年 3 月 29 日公安委員会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、鳥取県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行った行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第 2 条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 7 条第 1 項の規定による認定の取消し
- (2) 法第 22 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 1 号の規定による指示処分
- (3) 法第 23 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 2 号の規定による営業停止命令
- (4) 法第 24 条第 1 項又は第 25 条第 2 項第 3 号の規定による営業廃止命令

2 公表対象処分であっても、次に掲げる場合には、公表しないものとする。

- (1) 法第 7 条第 2 項及び第 28 条等、第 23 条第 3 項及び第 28 条等又は第 24 条第 2 項及び第 28 条等の規定による同意又は法第 23 条第 2 項及び第 28 条等の規定による鳥取県知事からの要請に際し、鳥取県知事から当該行政処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- (2) 公安委員会において当該行政処分の公表が適切でないと認める特段の事情がある場合

(公表の内容)

第 3 条 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公表は、公安委員会のウェブサイトに、自動車運転代行業公表対象処分表（別記様式）の内容を掲載することにより行うものとする。

（公表の期間）

第5条 公表の期間は、当該公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この訓令は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

自動車運転代行業公表対象処分表

[別紙参照]